会報

第109号

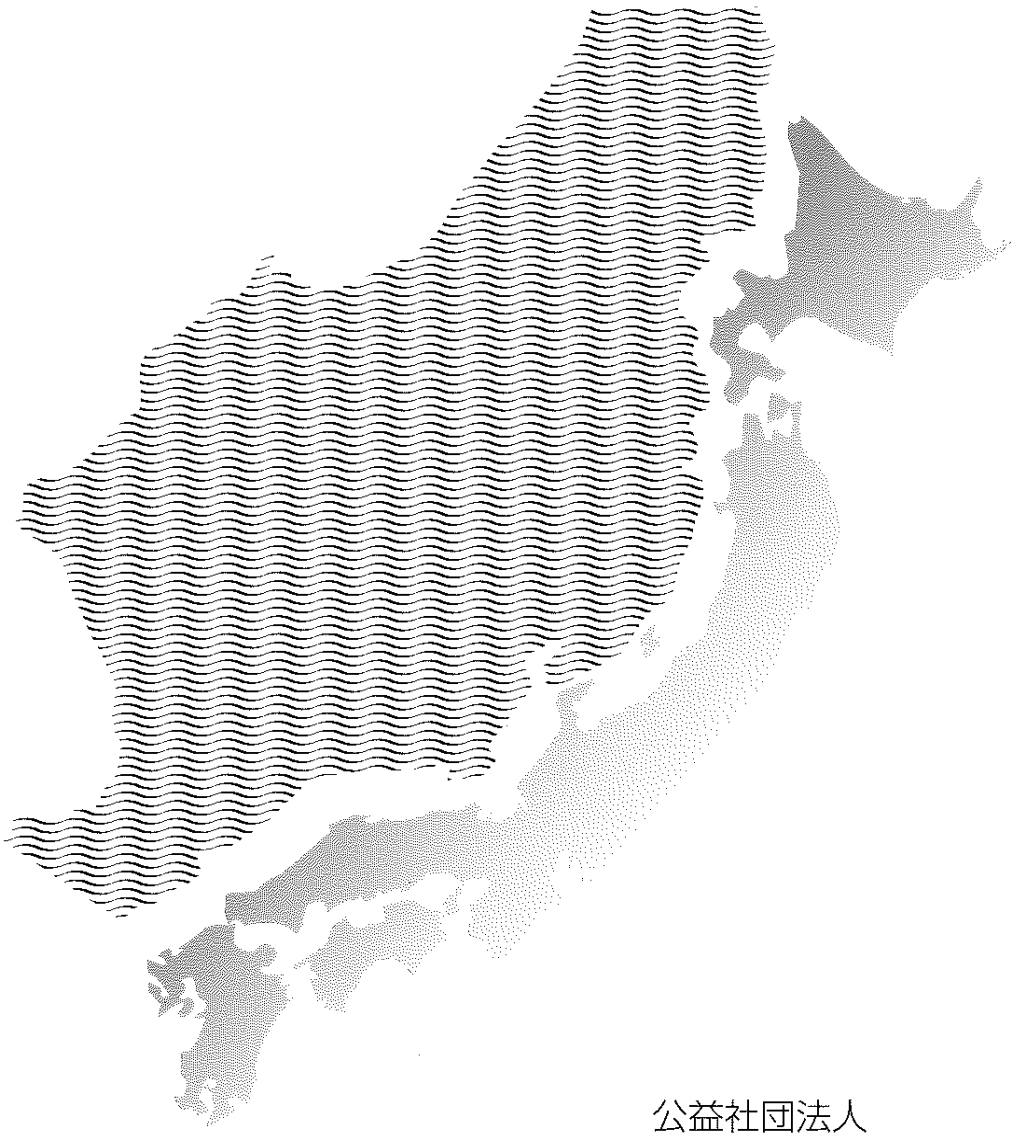

公益社団法人
日本海海難防止協会

目　　次

Ⅰ　事　業　報　告
Ⅰ－１　委員会等開催
１　新潟港（東港）大型客船入出港に係る航行安全調査第２回調査会・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　日本海中部海域における小型船舶の安全対策に関する調査研究
（富山県・石川県地区）第１回委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３　伏木富山港（伏木地区）大型客船入出港に係る操縦性能等確認調査
第１回検討会・・ 3
４　青森港における大型客船入出港に係る航行安全調査第１回委員会・・・・・・・・・・・・・ 4
Ⅰ－２　平成 25 年度事業推進連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
Ⅰ－３　海難防止周知運動
１　日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
２　東北地方海難防止強調運動推進連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
３　海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
Ⅱ　会　務　報　告
Ⅱ－１　平成 25 年度第１回理事会概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
Ⅱ－２　平成 25 年度通常総会概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
Ⅱ－３　平成 25 年度第２回理事会概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
Ⅱ－４　業 務 日 誌 抄・・・31
Ⅱ－５　業　務　予　定・・31
Ⅲ　寄　稿　欄
海洋台帳（海洋政策支援情報ツール）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
舞鶴の神様たち（猪蔵神社）・・34

Ⅰ　事　業　報　告

Ⅰ－１　委員会等開催

１　新潟港（東港）大型客船入出港に係る航行安全調査

第２回調査会

(1) 開 催 日：平成 25 年６月５日(水)

(2) 場　　所：新潟市　新潟県自治会館別館

(3) 出 席 者：別記のとおり

(4) 議　　題：

① 第１回調査会の質疑と対応について

② 操船シミュレーション結果について

③ 係留の安全性について

④ 航行安全対策について

⑤ 調査・検討結果について

別　記

出席者名簿

(順不同・敬称略)

委　員　山﨑　祐介　　富山商船高等専門学校　名誉教授

久古　弘幸　　一般社団法人日本船長協会　副会長

西村　陽造　　新潟水先区水先人会　会長

武石　実徳　　新潟港船舶代理店会　事務局

(㈱リンコーコーポレーション東港支社　船舶業務部長)

伊藤　則彦　　日本海曳船株式会社　取締役海務部長

関係官公庁

石田　哲生　　第九管区海上保安本部　交通部長

赤木　竜逸　　〃　　交通部　安全課　海務係長

伊藤　直美　　新潟海上保安部長

本間　一三　　〃　　交通課長

木下　善貴　　〃　　交通課　安全係長

山之内哲也　　北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所　副所長

黒川　美光　　新潟地方気象台　気象防災情報調整官

事務局　東郷　有弘　　公益社団法人日本海海難防止協会　専務理事

安藤　眞博　　〃　　事業部長

檜ヶ谷正道　　〃　　主任研究員

花棚　景子　　〃　　調査員

大井　伸一　　株式会社エム・オー・エル・マリンコンサルティング

		海洋技術部	部長
大竹祐一郎	〃	〃	上席研究員
岩永　恵子	〃	〃	研究員

２　日本海中部海域における小型船舶の安全対策に関する調査研究（富山県・石川県地区）
第１回委員会

(1) 開 催 日：平成 25 年６月 27 日(木)
(2) 場　　所：金沢市　ＡＮＡクラウンプラザホテル金沢
(3) 出 席 者：別記のとおり
(4) 議　　題：
　① 調査研究の計画(案)について
　② 対象海域の特性(気象・海象等)について
　③ 気象・海象情報の提供状況について
　④ 海難の状況について

別　記

出席者名簿

(順不同・敬称略)

委　員　山﨑　祐介　　富山商船高等専門学校　名誉教授
　　妙木　恵一　　日本小型船舶検査機構　金沢支部長
　　藤森　　剛　　伏木水先区水先人会　会長
　　松田　信悟　　七尾水先区水先人会　会長
　　㈹魚崎　忠雄　　富山県漁業協同組合連合会　代表理事会長
　　㈹小川　　栄　　石川県漁業協同組合　代表理事組合長
　　㈹田渕　一茂　　〃　　専務理事
　　丸山比郎志　　富山県小型船交通安全協会　副会長(事務局長)
　　高嶋　　哲　　ＮＰＯ法人石川県小型船安全協会　会長

関係官公庁
　　石田　哲生　　第九管区海上保安本部　交通部長
　　桜川　正人　　〃　　交通部安全課　専門官
　　髙橋　敏男　　伏木海上保安部長
　　峯吉　栄治　　〃　　交通課長
　　岸本　秀樹　　〃　　交通課　安全係長
　　小泉悦次郎　　金沢海上保安部長
　　橋野　好雄　　〃　　交通課長
　　中野谷　隆　　〃　　交通課　安全係長
　　長谷川　進　　七尾海上保安部　交通課長
　　勝田　康裕　　七尾海上保安部　交通課　安全係長
　　（欠）　　能登海上保安署

川畑　昌平　　北陸信越運輸局　富山運輸支局(海事)　首席運輸企画専門官
（欠）　　北陸信越運輸局　石川運輸支局(海事)
日吉　純一　　富山地方気象台　防災業務課長
伊藤　英介　　金沢地方気象台　防災業務課長
辻本　　良　　富山県農林水産部　水産漁港課　係長
橋本　洋一　　石川県農林水産部　水産課　取締船てどり船長
川端　　裕　　〃　　〃　　主査

事務局　桑島　　廣　　公益社団法人日本海海難防止協会　専務理事
安藤　眞博　　〃　　事業部長
花棚　景子　　〃　　調査員

３ 伏木富山港(伏木地区)大型客船入出港に係る操縦性能等確認調査
第１回検討会

(1) 開 催 日：平成 25 年８月９日(金)
(2) 場　　所：富山市　富山県民会館
(3) 出 席 者：別記のとおり
(4) 議　　題：
① 大型客船の入港計画について
② 調査・検討の計画について
③ 操船に係る基礎的検討について
④ 係留の安全性について
⑤ 操船シミュレーションによる検討方案について

別　記

出席者名簿

(順不同・敬称略)

委　員　山﨑　祐介　　富山商船高等専門学校　名誉教授
藤森　　剛　　伏木水先区水先人会　会長
神田　修二　　伏木水先区水先人会　副会長
針山　健二　　伏木海陸運送株式会社　代表取締役社長

委員随行
吉田　秀樹　　伏木海陸運送株式会社　船舶課　課長

関係官公庁
三ヶ田忠弘　　第九管区海上保安本部　交通部　安全課長
峯吉　栄治　　伏木海上保安部　交通課長
岸本　秀樹　　〃　　交通課　安全係長

事務局　桑島　　廣　　公益社団法人日本海海難防止協会　専務理事
安藤　眞博　　〃　　事業部長

檜ヶ谷正道　　〃　　主任研究員
花棚　景子　　〃　　調査員
山田　福市　　株式会社エム・オー・エル・マリンコンサルティング　代表取締役専務
岩永　恵子　　〃　　海洋技術部　研究員

4 青森港における大型客船入出港に係る航行安全調査

第１回委員会

(1) 開 催 日：平成 25 年 8 月 29 日(木)
(2) 場　　所：青森市　青森国際ホテル
(3) 出 席 者：別記のとおり
(4) 議　　題：
① 大型クルーズ客船入港計画について
② 調査・検討の計画について
③ 青森港の現状について
④ 航行環境について
⑤ 操船に係る基礎的検討について
⑥ 操船シミュレーションによる検討方案について

別　記

出席者名簿

(順不同・敬称略)

委　員　大津　皓平　　東京海洋大学　名誉教授
(欠)久古　弘幸　　一般社団法人日本船長協会　副会長
(代)小島　　茂　　〃　　会長
田中　一臣　　青森港水先人会　水先人
三上　永道　　日本通運株式会社青森支店青森中央事業所　海運倉庫グループ　主任

関係官公庁
長崎　孝俊　　第二管区海上保安本部　交通部　安全課長
中村　　学　　〃　　交通部　安全課　海務係長
渡部　一夫　　青森海上保安部長
(代 新居　克洋　　青森海上保安部　次長)
田中　良喜　　青森海上保安部　交通課長
神　　智　　〃　　交通課　安全係長
青山　紘悦　　東北地方整備局　港湾空港部　港湾計画課長
邊見　　充　　〃　　〃　　港湾計画課　課長補佐
石森　大輔　　東北地方整備局　港湾空港部　港湾計画課　港湾施設マネジメント係
伊藤　達也　　〃　　青森港湾事務所長
吉田　久隆　　〃　　〃　　工務課長
片倉　信一　　〃　　〃　　第一工務係長

	太田　克則	青森地方気象台　防災業務課長	
事務局	桑島　　廣	公益社団法人日本海海難防止協会	専務理事
	安藤　眞博	〃	事業部長
	檜ヶ谷正道	〃	主任研究員
	花棚　景子	〃	調査員
	山田　福市	株式会社エム・オー・エル・マリンコンサルティング	代表取締役専務
	杉山　直樹	〃	海洋技術部　主任研究員
	岩永　恵子	〃	〃　研究員

Ⅰ－２ 平成 25 年度事業推進連絡会議

(1) 開 催 日：平成 25 年５月 22 日(水)
(2) 場　　所：新潟市　ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟
(3) 出 席 者：別記のとおり
(4) 議　　題：
　① 海難防止に関する調査研究及び周知宣伝について
　② 平成 25 年度事業計画について
　③ その他

別　記

出席者名簿

(順不同・敬称略)

第二管区海上保安本部	交通部　安全課長	長崎孝俊
第八管区海上保安本部	交通部　安全課長	平野恵三
第九管区海上保安本部	交通部　安全課長	三ヶ田忠弘
〃	〃　〃　海務係長	赤木竜逸
〃	〃　〃　海務係	前田暁
(公財)海上保安協会新潟地方本部	事務局長	高野成二
新潟県水難救済会	事務局長	真壁重夫
(公社)日本海海難防止協会	専務理事	東郷有弘
〃	総務部長	桑島廣
〃	事業部長	安藤眞博
〃	〃　主任研究員	小関博
〃	〃　主任研究員	檜ヶ谷正道
〃	〃　調査員	花棚景子

Ⅰ－３ 海難防止周知運動

１ 日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議

(1) 開 催 日　平成 25 年６月 11 日(火)
(2) 場　　所　新潟市　万代シルバーホテル
(3) 出 席 者　別記のとおり
(4) 会議次第
　① 主催者挨拶　第九管区海上保安本部　　交通部長
　② 議　　事
　　平成 25 年度日本海中部地方海難防止強調運動実施計画
　③ 連絡事項

イ	第九管区海上保安本部の取組み	第九管区海上保安本部　交通部
ロ	新潟海上保安部の取組み	新潟海上保安部　交通課
ハ	小型旅客船等に対する安全キャンペーン	北陸信越運輸局　海事部
	津波避難マニュアルの作成の手引き	〃
ニ	海上・沿岸地域における防災気象情報	新潟地方気象台
ホ	国際 VHF 通信システムの普及に向けて	信越総合通信局　無線通信部
ヘ	水産庁が行う漁船海難防止のための取組み	新潟漁業調整事務所

(5) 閉会

別　記

日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議　出席者名簿

（順不同・敬称略）

構成機関・団体			役　職　等	氏　　名
官公庁機関	北陸信越運輸局 海事部		首席運航労務監理官	土井　秀樹
	北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所		沿岸防災調査官	清水　　毅
	新潟地方気象台		気象防災情報調整官	黒川　美光
	信越総合通信局 無線通信部		航空海上課長	丸山　誠二
	新潟漁業調整事務所		漁業取締係長	赤松　敏博
	新潟県　防災局		危機対策課　参事	長﨑　正弘
	新潟県警察本部　地域部		地域課　船舶係長	大戸　　悟
関係団体	船員災害防止協会 北陸信越支部		事務局長	江口　　孝
	公益社団法人 北陸信越海事広報協会		事務局長	山崎　　繁
	北陸信越旅客船協会		事務局長	竹谷　耕作
	一般財団法人 日本気象協会 新潟支店		支店長	小野　和也
	日本小型船舶検査機構 新潟支部		支部長	佐藤　　忠
	一般社団法人 日本海事検定協会 新潟事業所			（欠）
	全日本海員組合 新潟支部		支部長	除補　　修
	新潟県港湾協会		事務局 新潟県港湾整備課　主事	近藤　恭正
	新潟県水難救済会		事務局長	真壁　重夫
	新潟県漁業協同組合連合会			（欠）
	新潟内航海運組合		事務局長	山田　一則
	新潟水先区水先人会		会長	西村　陽造
	新潟海洋少年団		副団長	荒木　一男
	ＰＷ安全協会　新潟支部		副支部長	坂井　雄一
	新潟県セーリング連盟		理事長	小保　祥一
主催	第九管区海上保安本部	交通部	交通部長	石田　哲生
			安全課長	三ケ田　忠弘
			安全課　海務係長	赤木　竜逸
			安全課　海務係	前田　　暁
		警備救難部	救難課　専門官	住岡　正彦
	新潟海上保安部		交通課長	本間　一三
			交通課　安全係長	木下　善貴
	公益財団法人海上保安協会　新潟地方本部		事務局長	高野　成二
	公益社団法人日本海海難防止協会		専務理事（兼総務部長）	桑島　　廣
			事業部長	安藤　眞博
				花棚　景子

平成２５年度日本海中部地方海難防止強調運動実施計画（案）

平成２５年６月１１日
日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議

１　運動の趣旨

日本海中部地方では、昨年４月の爆弾低気圧の影響などにより増加した運航阻害に次ぎ、衝突海難が一昨年に引き続き海難全体の約２割を占め、船種別では漁船・プレジャーボート等の小型船が全体の８割以上を占めている。

その原因は見張り不十分、避航動作の遅れ、協力動作に対する意識の希薄さなどが挙げられる。

昨年２月に新潟港東区で発生した貨物船とコンテナ船との衝突沈没事故、今年４月に上越市名立沖で発生した遊漁船とプレジャーボートの衝突死亡事故を踏まえ、常時適切な見張り、避航動作の徹底等の啓発活動を引き続き強力に推進する必要がある。

また、平成２１年河口付近において、多数の人命が失われた連続転覆海難が発生したことから官民あげての海難防止活動を実施し、平成２２年、２３年が同種海難０と河口域での転覆海難の防止に寄与してきたところ、昨年５月に１名が亡くなる同種事故が発生した。このため、今年度においても継続して河口域を航行する小型船に対する磯波や、自船の操縦性能について正確に把握する等の啓発活動を行い、同種海難の撲滅を図る必要がある。

このことから、全国海難防止強調運動【海の事故ゼロキャンペーン】の趣旨をもとに、重点事項の推進項目に日本海中部地方の海難の特色から地方独自の推進項目を加えて、海難防止強調運動を推進する。

２　期　　間

平成２５年７月１６日（火）から平成２５年７月３１日（水）までの１６日間

３　運動方針

(1)　重点事項

①「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」

②「小型船の安全対策の徹底」

＜重点事項の設定趣旨＞

第９次交通安全基本計画における海上交通分野の目標及び平成１８年から
２２年における海難発生状況等を勘案し設定

第９次交通安全基本計画の目標

・第８次計画期間中の年平均（２，４７３隻）と比較して平成２７年までに海難隻数約１割削減（２，２２０隻以下）とする。

・ふくそう海域における大規模海難の発生数をゼロとする。

＜平成１８年から２２年における全国海難発生状況＞

・大型船及び小型船ともに、船舶海難の種類で最も多いのは衝突海難で、かつ　大型船にあっては、衝突海難は沈没に至るような大規模海難に発展する可能性が高い。

・衝突海難の主な原因は、「見張り不十分」又は「操船不適切」である。

・小型船の海難隻数が全体の約７割を占めており、プレジャ

ーボートの海難にあっては増加傾向にある。

・漁船にあっては、海難による死者・行方不明者数が最も多く、全体の約６割を占めている。

＜平成２０年から平成２４年における日本海中部地方の海難発生状況＞

・５年間累計５０６隻中、船舶海難の種類で最も多いのは衝突の１１３隻で２割を占め、主な原因は「見張り不十分」、「操船不適切」である。

・小型船の海難隻数が４１７隻と全体の８割以上を占めている。

・平成２１年及び２４年に新潟県内の河口域でプレジャーボートの転覆海難が発生し、合計７名が死亡している。

以上を踏まえ、重点事項に地方独自の推進項目を設定する。

(2)　推進項目

①**「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」**に関する推進項目

イ　常時適切な見張りの徹底

見張り不十分を原因とした衝突海難における相手船の初認状況をみると、衝突まで気付かなかった、又は、衝突直前に気付いたものが約７割を占めている。

さらに、視界制限状態や夜間においては、死傷を伴うもの又は沈没等大規模海難に至る可能性が高く、今年４月に上越市名立沖で遊漁船とプレジャーボートの衝突により１名死亡となった見張り不十分が原因である衝突海難が発生したことからも、航行中（漂泊含む)、錨泊中における常時適切な見張りの徹底を図る。

ロ　船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

・早めに相手船にわかりやすい動作をとる

・ＶＨＦや汽笛信号等を有効活用する

・ＡＩＳ情報の活用と正しい情報の入力

ハ　積極的な避航動作の徹底（地方独自）

日本海中部地方における衝突海難の主な原因で見張り不十分にあっては、相手船や衝突物を初認していない場合が約６割、衝突直前に気づいたのが約４割を占めている。

操船不適切にあっては、相手船が避航するだろうと憶断、続航して直前になり衝突の危険を感じたが間に合わなかったものが約７割を超えている。また、避航動作を行おうとしたが操船者の技量不足により衝突したものもあり、昨年２月新潟港東区で発生した衝突沈没事故も避航動作の遅れが一因と考えられている。

また、衝突海難では、見張りそのものを怠っている、または、放棄しているなどの船舶が見受けられるため、危険な見合い関係を認識できず、避航動作や衝突を避けるための協力動作がとれていないのも事実であり、今年４月に上越市名立沖で発生したプレジャーボート、遊漁船の衝突海難も、互いに見張りを怠った結果、衝突直前にようやく気づき、衝突を回避しようとしたが間に合わなかったものと考えられている。

このため、相手船が避けるだろう、相手船は見ているだろうなどの相手船の避航動作や見張りを過信した運航の撲滅、危険な見合い関係の早期解消のための積極的な衝突回避動

作をとることの徹底を図る。

②「小型船の安全対策の徹底」に関する推進項目

イ　発航前点検の徹底〔プレジャーボート〕

プレジャーボートの機関故障及び運航阻害による海難は全体の約４割を占め、機関故障では機関整備不良及び老朽衰耗によるものが７割以上、運航阻害では船体機器整備不良によるものが６割以上を占めていることから、発航前に船体、機関等の点検を行うことの徹底を図る。

ロ　航行中のみならず操業・作業中も含めた見張りの徹底〔漁船・遊漁船〕

漁船・遊漁船の衝突海難は約４割を占め、見張り不十分によるものが最も多く原因の約８割を占めており、これらの事故は、操業中や漁獲物の選別等の作業中に発生しているものが約半数を占めていることから、航行中のみならず、操業中・作業中においても見張りを行うことの徹底を図る。

ハ　気象・海象情報の入手の徹底〔プレジャーボート・漁船・遊漁船共通〕

小型船の航行は気象・海象の影響が大きく、運転の自由が奪われ転覆に至るケースがあり、平成２１年には新潟県内で天候の悪化により帰港中の２隻のプレジャーボートが相次いで転覆し６名が死亡する海難も発生していることから、早期退避等の適切な対応が取れるよう、出港前のみならず出港後においても緊急情報配信サービスへの登録等による最新の気象・海象情報を入手することの徹底を図る。

ニ　ライフジャケット着用等自己救命策の確保の徹底〔プレジャーボート・漁船・遊漁船共通〕

海中転落した乗船者の安全確保のため、①海上に浮く②速やかな救助要請という２点が必要不可欠であることから、自己救命策確保（ライフジャケット常時着用、連絡手段確保、１１８番等緊急電話番号の普及）に関する周知の徹底を図る。

ホ　河口付近の磯波等による転覆海難の防止〔プレジャーボート・漁船・遊漁船共通〕（地方独自）

河口付近は水深の変動や高い磯波が発生するなど小型船舶による転覆海難の発生が懸念され、河口付近を航行する小型船舶運航者は、自船の操縦性能等を把握することはもとより、河口付近で発生する磯波の危険性を十分認識して安全運航の徹底を図る。

４　実施事項

(1)　広報活動

①　河口域におけるハザードマップ、「海の手帳 2013 年版」、その他各種リーフレット等を活用して、海事関係者訪問、訪船指導等による啓発活動

②　官公署、マリーナ、漁協、道の駅等におけるポスターの掲示

③　緊急情報配信サービスの周知活動

④　新日本海フェリー、佐渡汽船旅客ターミナルにおけるポスターの掲示及び場内アナウンス

⑤　１日海上保安官（船長、保安部長）による周知・啓発活動

⑥　海王丸パークフェスティバル等各種イベントにおける周知・啓発活動

⑦　灯台一般公開等における周知・啓発活動

⑧　ホームページ、ＭＩＣＳ、電光表示板等を利用した本運動

の周知

⑨　第九管区海上保安本部の海の相談室やマリンレジャー行事相談室において、関連する各種パンフレット・リーフレット等の備え付け、自己救命策確保関係の展示等による本運動の周知

(2)　安全に関する指導、教育、訓練

①　海難及び人身事故の発生実態を踏まえ、訪船・現場指導、海難防止講習会、海上安全教室等を積極的に実施する。

②　船舶の停泊状況、漁船の操業実態、プレジャーボートの活動状況、遊泳及び磯釣り等のマリンレジャー愛好者の状況等を考慮して、港湾、海浜及び沖合海域において、海上保安官、海上安全指導員、パーソナルウォータークラフト安全協会会員、小型船安全協会会員等の合同による訪船指導を実施する。

５　その他

構成機関・団体は、本運動期間中に実施した事項について、別紙様式により平成２５年８月２日（金）までに事務局あて送付するものとする。

別　紙

日本海中部地方海難防止強調運動実施事項記録書

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実　施　日	実施内容	実施場所	備　考
記入例：7月16日	ポスター掲示（2部、2箇所）	庁舎内	

送付先：事務局（公益社団法人　日本海難防止協会）

FAX：　０２５－２４７－０３１６

e-mail：　nikkaikb@poem.ocn.ne.jp

平成２５年６月１１日

JCG

平成２５年度
日本海中部地方海難防止強調運動
実施計画（案）

平成25年7月16日～7月31日（16日間）

日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議

全国海難防止強調運動
＜海の事故ゼロキャンペーン＞

- 交通安全対策基本法
- 第9次交通安全基本計画（平成23年度～27年度）
- 交通事故の防止
- 海洋基本法
- 海洋の安全確保、海洋に関する国民の理解の増進
- 海の日の行事

↓

全国海難防止強調運動基本計画

目的：海難防止思想の普及、高揚

スローガン：海難ゼロへの願い

期　間　毎年7月後半の16日間

全国海難防止強調運動実施体制

- 全国海難防止強調運動
- 全国海難防止強調運動実行委員会

↓

- 地方運動
- 地方連絡会議

- 日本海中部地方海難防止強調運動
- 日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議

第9次交通安全基本計画　目標

・海難隻数を第8次計画期間の年平均と比較して約1割削減

・ふくそう海域における航路を閉鎖するような大規模海難の発生をゼロ

平成18年から22年における全国海難発生状況

・大型船、小型船ともに、衝突海難が最も多い

・大型船は衝突海難によって沈没に至る大規模海難に発展する可能性が高い

・衝突海難は「見張り不十分」、「操船不適切」が主な原因

・小型船の海難隻数が全体の約7割

・プレジャーボートの海難にあっては、近年増加傾向

・漁船は海難による死者、行方不明者数が最も多い

平成20年から24年における日本海中部地方の海難発生状況

- 5年間累計506隻中、船舶海難の種類で最も多いのは衝突の113隻で2割を占め、主な原因は「見張り不十分」、「操船不適切」
- 小型船の海難隻数が417隻と全体の8割以上を占めている
- 平成21年に新潟県内でプレジャーボート乗船中の合計6名が死亡する河口付近での連続転覆海難が発生
- 平成24年に上越市関川河口付近で1名が死亡するプレジャーボートの転覆海難が発生

平成25年度全国海難防止強調運動実施計画

重点事項

1.見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

2 小型船の安全対策の徹底

第九管区海上保安本部管内　海難の種類別発生状況

	衝突	乗揚	転覆	火災	浸水	機関故障	推進器障害	舵障害	運航阻害	安全阻害	その他	計
H20	21	8	19	1	12	12	6	3	36	1	9	128
H21	17	10	14	5	2	17	9	0	10	3	2	89
H22	37	8	4	3	5	11	7	0	6	7	5	93
H23	19	8	4	1	8	14	8	0	16	6	6	90
H24	19	6	9	2	6	11	11	1	23	1	17	106

※運航阻害：バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流
安全阻害：転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天避航

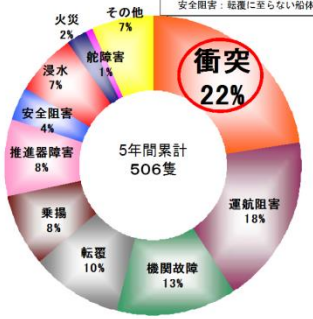

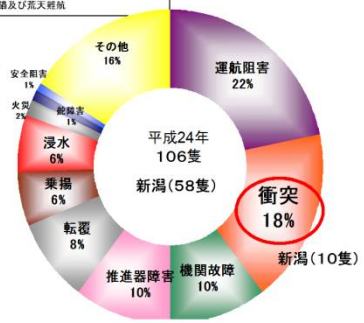

新潟港東区貨物船衝突海難(H24.2)

「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」

原因：　操船不適切（避航動作の遅れ等）

対策：　積極的な避航動作の徹底等

8

日本海中部地方海難防止強調運動実施計画（案）

重点事項1

見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

推進項目

イ　常時適切な見張りの徹底

ロ　船舶間コミュニケーションの促進

ハ　積極的な避航動作の徹底

日本海中部地方海難防止強調運動実施計画案

見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

推進項目

イ　常時適切な見張りの徹底

衝突まで気付かなかった又は衝突直前に気付いたものが約7割を占めている

ロ　船舶間コミュニケーションの促進

早めに相手船にわかりやすい動作をとる

VHFや汽笛信号等の活用

AIS〈船舶自動識別装置〉の有効活用、正しい情報の入力

（AIS搭載船は、他のAIS搭載船舶の船名、位置情報、航海情報等が得られる）

ハ　積極的な避航動作の徹底

原因で見張り不十分では、相手船や衝突物を初認していないものが約6割、直前に気付いたものが4割を占めており、操船不適切では相手船が避航するだろうと続航、直前になり回避するも間に合わないといったものが7割を超えている

第九管区海上保安本部管内 海難発生状況

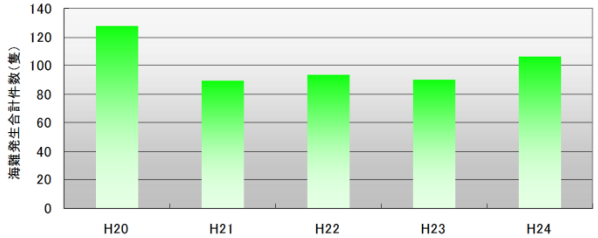

	漁船・遊漁船	プレジャー	貨物船	タンカー	旅客船	その他	計
H20	68	39	7	2	4	8	128
H21	36	39	7	1	1	5	89
H22	41	31	8	6	0	7	93
H23	30	42	9	1	2	6	90
H24	54	37	8	0	1	6	106

約86%

第九管区海上保安本部管内　海難の種類別発生状況

	衝突	乗揚	転覆	火災	浸水	機関故障	推進器障害	舵障害	運航阻害	安全阻害	その他	計
H20	21	8	19	1	12	12	6	3	36	1	9	128
H21	17	10	14	5	2	17	9	0	10	3	2	89
H22	37	8	4	3	5	11	7	0	6	7	5	93
H23	19	8	4	1	8	14	8	0	16	6	6	90
H24	19	6	9	2	6	11	11	1	23	1	17	106

※運航阻害：バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流
安全阻害：転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天錨泊

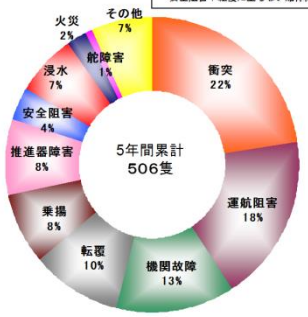

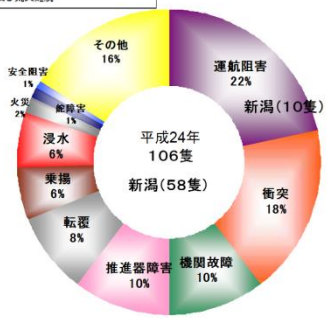

第九管区海上保安本部管内
小型船における海難の原因別発生状況（平成２４年）

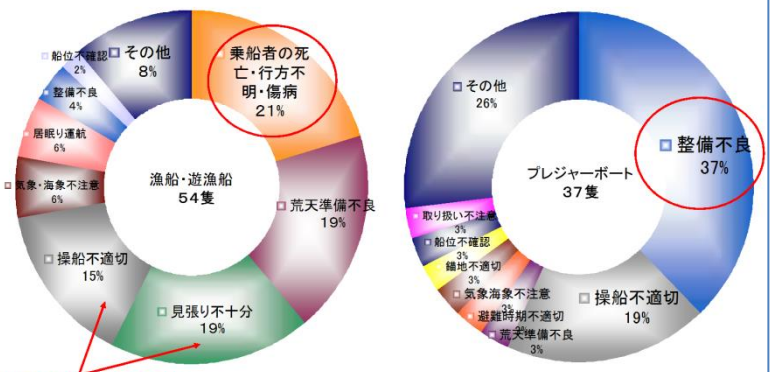

例年同様高い水準！！

過去5年（H20～H24）平均における船舶からの海中転落者のライフジャケット着用、非着用による生存状況（第九管区海上保安本部管内）

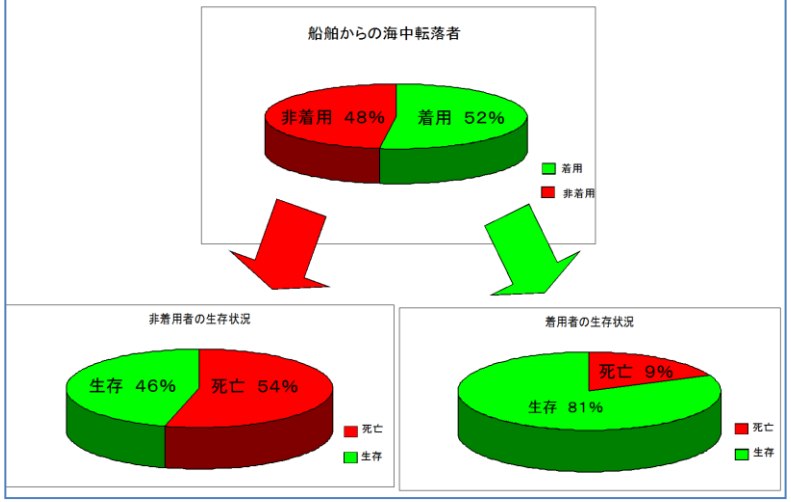

上越市関川河口付近転覆海難(H24.5)
「小型船安全対策の徹底」

日本海中部地方海難防止強調運動実施計画案

重点事項2

小型船の安全対策の徹底

推進項目

イ　発航前点検の徹底

ロ　航海中のみならず、操業・作業中も含めた見張りの徹底

ハ　気象・海象情報の入手

ニ　ライフジャケット着用等自己救命策の確保

ホ　河口付近の磯波等による転覆海難防止

日本海中部地方海難防止強調運動実施計画案

小型船の安全対策の徹底

推進項目

イ　発航前点検の徹底

機関故障、運航阻害による海難は全体の約4割を占めている

ロ　航行中のみならず操業・作業中も含めた見張りの徹底

漁船・遊漁船の衝突海難は約4割

ハ　気象・海象情報の入手

気象・海象情報の把握不足により、昨年、今年とヨットの海難発生

平成21年　阿賀野川、荒川河口でのプレジャーボート転覆事故（6名死亡）

ニ　ライフジャケット着用等自己救命策の確保

ライフジャケット常時着用、連絡手段の確保、「118番」の有効活用

ホ　河口付近の磯波等による転覆海難防止

実施事項　広報活動

・地区連絡会等参加機関への活動計画周知
・河口付近におけるﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ、海の手帳を活用した周知・啓発活動
・官公署、マリーナ、漁協、道の駅等におけるポスターの掲示
・緊急情報配信サービスの周知活動
・新日本海ﾌｪﾘｰ・佐渡汽船旅客ターミナルにおけるポスターの掲示及び場内放送
・体験航海・1日海上保安官による周知・啓発活動
・海王丸フェスティバル等における周知・啓発活動
・灯台の一般公開等
・ホームページ、MICS、電光掲示板等を利用した周知
・海上保安庁の海の相談室等において各種リーフレット等の備え付け

実施事項　安全に関する指導、訓練等

・訪船、現場指導、海難防止講習会、海上安全教室の実施

・海上保安官、海上安全指導員、パーソナルウォータークラフト安全協会会員、小型船安全協会会員等の合同による訪船指導

官民一体となって海難ゼロへ！！

２ 東北地方海難防止強調運動推進連絡会議

(1) 開 催 日　平成 25 年 6 月 12 日(水)
(2) 場　　所　塩釜市　塩釜港湾合同庁舎
(3) 出 席 者　別記のとおり
(4) 次第
　① 開会
　② 出席者代表挨拶　第二管区海上保安本部長
　③ 出席者紹介
　④ 議長挨拶
　⑤ 議　　事
　　第 1 号議案　平成 24 年度事業報告及び収支決算について
　　第 2 号議案　平成 25 年度新規参画団体について
　　第 3 号議案　平成 25 年度事業計画案及び収支予算案について
　　その他
　⑥ 閉会

別　記

出席者名簿

順不同・敬称略

団体・機関名	代表者	出席者
船員災害防止協会東北支部	支部長　湯村　健介	事務局長　阿部　幸一
全日本海員組合東北地方支部	支部長　高橋　雅幸	支部長　高橋　雅幸
東北漁業無線協会	会長　濱川　幸雄	欠席
東北港運協会	会長　大矢　卓	欠席
東北内航海員組合	理事長　湯村　健介	石井　英和
東北旅客船協会	会長　佐藤　昭夫	専務理事　佐藤　健彦
(一社)日本マリン事業協会東北支部	支部長　竹本　清司	欠席
NPO 法人 ﾊﾟｰｿﾅﾙｳｵｰﾀｰｸﾗﾌﾄ安全協会東北地方本部	本部長　中西　宏紀	本部長　中西　宏紀
(公社)東北海事協会	会長　佐藤　昭夫	欠席
(一財)日本海洋レジャー安全･振興協会東北事務所	所長　竹原　哲也	所長　竹原　哲也
(一財)日本地方気象協会東北支局	支局長　丹治　和博	支局長　丹治　和博
㈱日本船舶職員養成協会東北	代表取締役　高橋　雅洋	代表取締役　高橋　雅洋
日本船用機関整備協会東北支部	支部長　荒井　誠二	欠席
(公社)日本海海難防止協会	会長　坪井　鈴兒	事業部長　安藤　眞博
(公財)海上保安協会東北地方本部	本部長　太田　喜一郎	本部長　太田　喜一郎
青森県海難防止強調運動連絡会	会長　赤石　憲二	青森県漁業協同組合連合会 指導課課長代理　兼平　欽一
岩手地区海難防止強調運動連絡会議	議長　上村　勝利	釜石海上保安部交通課長 矢作　誠
宮城地区海難防止強調運動連絡会議	議長　松浦　富雄	議長　松浦　富雄
秋田県海難防止強調運動連絡会議	議長　山本　健蔵	秋田海上保安部交通課長 畑中　春幸
山形県海難防止強調運動連絡会議	議長　秋野　明	酒田海上保安部交通課長 山口　雅弘
福島県海難防止強調運動連絡会議	議長　中村　育世	福島海上保安部交通課長 佐藤　博

団体・機関名	代表者	出席者
東北総合通信局	局長　富永　昌彦	無線通信部航空海上課 藤牧　孝浩
東北地方整備局	局長　徳山　日出男	港湾空港防災・危機管理課 課長補佐　菅原　淳
東北運輸局	局長　長谷川　伸一	海上安全環境部調整官 小坂　俊一
仙台管区気象台	台長　牧原　康隆	技術予報課長　白川　栄一
運輸安全委員会事務局 仙台事務所	所長　黒田　敏幸	所長　黒田　敏幸
仙台地方海難審判所	所長　西田　敦史	書記官　中谷　康之
第二管区海上保安本部	本部長　大久保　安広	本部長　大久保　安広 警備救難部長　三浦　兼 交通部長　菊田　信夫
(一社)日本埋立浚渫協会東北支部	支部長　龍田　正芳	支部長　龍田　正芳

第3号議案

平成25年度事業計画（案）

〔平成25年度全国海難防止強調運動東北地方実施計画〕

平成25年6月12日
東北地方海難防止強調運動推進連絡会議

1　東北地方の海難の現状

(1)　平成24年の海難発生状況

①　東北地方では、平成24年中に136隻の船舶が海難に遭遇し、17名の死者・行方不明者が発生した。（海難隻数は暦年の数値。以下同じ）

②　船舶海難全体を種類別で見ると、依然として衝突海難が多く、全体の約3割を占め、用途別では、漁船、プレジャーボート、貨物船の順に多くなっている。また、作業船については、平成20年以降毎年0から2隻の間で推移していたが、平成24年は、8隻と大幅に増加しており、本格化する港湾復旧工事に従事する船舶の増加等が要因として考えられる。

③　死者・行方不明者を伴う船舶海難は、4隻発生しており、内訳は、衝突（転覆）1隻、転覆1隻、推進器障害（転覆）1隻、その他（大傾斜）1隻となっている。用途別では、全て漁船が占めている。

(2)　過去5年間（平成20年から平成24年まで）の海難発生状況

①　東北地方では、過去5年間に645隻の船舶が海難に遭遇し、64名の死者・行方不明者が発生している。

②　船舶海難全体を種類別で見ると、衝突海難が多く、全体の約3割を占め、用途別では、漁船、プレジャーボート、貨物船の順に多くなっている。

③　死者・行方不明者を伴う船舶海難は、5年間に21隻発生しており、うち約5割が転覆海難であった。用途別では、漁船が約8割、プレジャーボートが約1割となっている。

また、船舶海難による死者・行方不明者64名のうち60名が海中転落によるものである。

④　船舶海難によらない乗船者の事故では、船舶からの海中転落による死者・行方不明者が5年間で51名発生しており、うち漁船からの海中転落者が約7割と多くを占めている。

⑤　船舶からの海中転落による死者・行方不明者111名のうち、約9割が救命胴衣未着用であった。

（資料1参照）

2　平成25年度東北地方運動方針

(1)　年間目標

①　平成24年度の目標達成状況

第9次交通安全基本計画（平成23年度～平成27年度までの5ヵ年計画）における海上交通分野の目標として、

・海難隻数を第8次計画期間の年平均（2,473隻）と比較して、平成27年までに、約1割削減（2,220隻以下）

とすること等が定められたことを踏まえ、東北地方においては、第8次計画期間中の海難隻数を参考に目標を定めることとした。東北地方の平成18年から平成22年までの5年間の海難隻数は合計815隻であり、海難隻数が毎年減少していたこと、また、年平均（163隻）の1割削減（146隻）を下回る隻数が2年続けて維持されている状況であったことから、平成23年度から平成27年度までの年間目標を、第8次計画期間内で最も少なかった、平成22年の海難隻数122隻の1割削減（109隻）とすることとした。

また、併せて死者・行方不明者を伴う海難の減少を目的とした数値目標を定めることとした。平成18年から平成22年までの5年間の海難隻数は合計27隻であり、年平均（5.4隻）を1割削減（4.9隻）するため、平成23年度の年間目標を5隻未満とし、平成24年度についても同目標を掲げて活動を推進することとした。

イ　海難隻数を、第8次計画期間で最も少なかった平成22年の海難隻数（122隻）と比較して、1割削減（109隻以下）とする

ロ　死者・行方不明者を伴う海難船舶隻数を5隻未満とする

目標達成状況

項目	目標値	平成23年	平成24年	平均
海難隻数	109隻以下	100隻	136隻	118隻
死者・行方不明者を伴う海難隻数	5隻未満	3隻	4隻	3.5隻

平成24年の海難隻数は目標値を大幅に越える結果となった。

死者・行方不明者を伴う海難船舶隻数については、数値目標を達成したが、死者・行方不明者数については、貨物船NIKKEI TIGERと漁船堀栄丸の衝突海難により一度に13名もの乗組員が行方不明となるなど、前年を大きく上回る結果となった。

②　平成25年度の目標

海難隻数については、前年度に引き続き109隻以下とすることを目標とする。

死者・行方不明者を伴う海難隻数については、2年続けて4隻以下の目標を達成したことから、3隻以下とすることを目標とする。なお、以後平成27年まで3年続けて目標を達成した場合、平成18年から平成22年までの累計（27隻）の1割以上の削減を達成することとなる。

イ　海難隻数を109隻以下とする

ロ　死者・行方不明者を伴う海難隻数を3隻以下とする

（資料2参照）

(2)　重点事項（平成25年度まで継続）

①「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」（全国）

②「小型船の安全対策の徹底」（全国）

③「東日本大震災による東北太平洋沿岸の航行環境の変化に対する適切な対応」（東北）

(3)　推進項目

①「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」に関する推進項目

イ　常時適切な見張りの徹底

ロ　船舶間コミュニケーションの促進（早めの避航動作、VHF や汽笛等の活用、AIS 情報の有効活用等）

②「小型船の安全対策の徹底」に関する推進項目

イ　発航前点検の徹底（プレジャーボート）

ロ　航行中のみならず操業・作業中も含めた見張りの徹底（漁船・遊漁船）

ハ　気象・海象情報の入手（プレジャーボート・漁船・遊漁船共通）

ニ　ライフジャケット着用等自己救命策の確保（プレジャーボート・漁船・遊漁船共通）

ホ　転覆防止に関する注意事項及び基本的な海上交通ルール・マナーの習得（ミニボート）

③「東日本大震災による東北太平洋沿岸の航行環境の変化に対する適切な対応」に関する推進項目

イ　被災港湾の復旧・復興の推進に伴い増加する港湾工事・作業に関する水路通報、航行警報、MICS 等による情報の入手

ロ　防波堤等港湾施設の損壊による港内静穏度の悪化等を考慮した、入港中の荒天時対策の徹底。（係留強化、早期の沖出し避難、静穏な港への避泊等）

ハ　工事・作業に従事する作業船等の安全対策の徹底（錨泊時も含めた見張りの徹底、適切な灯火等の表示等）

（資料２参照）

3　運動期間

平成 25 年 7 月 16 日(火)から 7 月 31 日(水)までの 16 日間

4　実施体制

(1)　地方の実施体制

東北地方においては、東北地方海難防止強調運動推進連絡会議（以下「地方連絡会議」という。）が官民一体となり各地区と連携を密にしながら運動を推進する。

(2)　地区の実施体制

東北各地区においては、関係機関、海事・漁業関係団体等で構成する各地区海難防止強調運動推進連絡会議等（以下「地区連絡会議」という。）が官民一体となり運動を推進する。

5　実施事項

地方連絡会議及び地区連絡会議は、次の事項を取入れて効率的な運動を推進する。

①　広報活動

海難防止にかかる理解を広く浸透させるため、広く国民一般を対象とし、周知・広報媒体を積極的に活用したＰＲ活動を実施する。なお、活動にあたっては、サブタイトル「海の事故ゼロ　キャンペーン」を用いて、運動の更なる浸透を図る。

イ　テレビ、ラジオ、新聞、地方自治体の広報誌等を通じた本運動の広報の実施。

ロ　連絡会議の構成員及び団体傘下企業等の発行する新聞、広報誌等による本運動の広報の実施。

ハ　官公署、駅構内、海図販売店、マリーナ、漁協等国民の目につきやすい場所へのポスターの掲示。

ニ　官公署、フェリー・旅客船乗り場や船内、マリーナ等における、場内放送等による本運動の趣旨の周知。

ホ　ホームページ、MICS、電光掲示板等を利用した本運動の周知。

ヘ　海の相談室（臨時に開設するものを含む。）へのポスターの掲示、関連する各種パンフレット・リーフレットの備え付け、自己救命策確保関係の展示等による本運動の周知。

②　安全に関する指導、教育、訓練

イ　訪船・現場指導、海難防止講習会、海上安全教室、人命救助訓練等の実施。

ロ　連絡会議の構成員及び各団体傘下企業等を通じた重点事項をはじめとした安全確保についての周知、指導。

6　効果評価の実施等

地方連絡会議及び各地区連絡会議は、本強調運動の海難防止に対する効果評価をできる限り数値的に行い、的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう検証に努め、必要な見直しを行うこととする。

7　その他

(1)　海難防止啓発用グッズを作成し、効果的な広報活動を実施する。

(2)　東日本大震災により被災した地域においては、地域の復旧・復興状況を踏まえて活動を実施する。

３ 海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議

(1) 開 催 日　平成 25 年 6 月 14 日(金)
(2) 場　　所　舞鶴市　舞鶴グランドホテル
(3) 別記のとおり
(4) 会議次第
　① 開式の辞
　② 議長挨拶
　③ 第八管区海上保安本部長挨拶
　④ 議題
　　イ 日本海西部地方推進連絡会議規約の一部改正について
　　ロ 平成 24 年度海難防止強調運動実施結果等について
　　㋑ 平成 24 年度海難防止強調運動実施結果について
　　㋺ 平成 24 年度船舶海難の発生状況について
　　ハ 平成 25 年度海難防止強調運動実施計画(案)等について
　　㋑ 日本海西部地方海難防止強調運動基本計画(案)について
　　㋺ 平成 25 年度日本海西部地方海難防止強調運動実施計画(案)について
　　ニ その他
　⑤ 公益社団法人日本海海難防止協会　専務理事(兼総務部長)挨拶
　⑥ 閉式の辞

別　記

出席者名簿

(順不同・敬称略)

日本海西部地方推進連絡会議　議長	佐々木　新一郎
福井地区　代表	藤　田　紀　雄
京都地区　代表	松　本　直　樹
兵庫北地区　代表	眞　野　　豊
境地区　代表	相　田　　仁
石見地区　代表	宮　下　義　重
公益社団法人日本海海難防止協会　専務理事(兼総務部長)	桑　島　　廣
第八管区海上保安本部長	堀　部　健　二
第八管区海上保安本部　交通部長	岡　島　史　典
第八管区海上保安本部　救難課長	米　本　勝　成
第八管区海上保安本部　安全課長	平　野　恵　三
第八管区海上保安本部　企画課長補佐	沖　野　武　司
第八管区海上保安本部　安全課専門官	兒　島　誠二郎
公益財団法人海上保安協会舞鶴地方本部　事務局長	一　瀬　光　孝

日本海西部地方海難防止強調運動基本計画　（ 案 ）

平成２５年６月１４日
海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議

１　運動の趣旨

日本海西部地方（第八管区海上保安本部管内）は、沿岸及び沖合に好漁場を擁し、漁業活動が周年にわたり活発である。特に毎年９月から解禁となる底引き網漁をはじめとする沖合漁業は、秋季から冬季にかけての需要期に各種漁船の稼働期が集中している。

また、東西に長い海岸線を有し、マリンレジャーに適した地形・環境に恵まれ海浜沿岸部においては格好の磯釣り場、海水浴場が多く、その沖合にはプレジャーボートの周遊に適した海域が広がり良好なマリンレジャーゾーンを形成しており、特に夏季レジャーシーズンには中京圏、阪神圏及び山陽地方等から多数のレジャー客が訪れ、プレジャーボート等小型船舶の周遊をはじめとする多様なマリンレジャー活動が盛んに行われている。

これらを背景に、日本海西部地方においては、特にプレジャーボート、漁船による海難が多発している状況にあり、その原因の多くが、見張り不十分、気象・海象に対する不注意といった人為的要因に起因するものである。

このようなことから、日本海西部地方における海難防止強調運動については、海難発生状況及び地域的な特性を踏まえ、効果的な方法により海難防止に関する知識を普及させることを目的に、海事関係者のほか広く国民を対象とした官民一体の運動を夏季及び秋期に展開して、海難の発生の防止に寄与しようとするものである。

２　運動期間

（１）全国海難防止強調運動　７月１６日(火) ～７月３１日(水)
（２）漁船海難防止強調運動　９月１６日(月) ～９月３０日(月)

３　主催者

公益社団法人 日本海海難防止協会
公益財団法人 海上保安協会舞鶴地方本部
第八管区海上保安本部

４　実施体制

（１）地方の体制

本基本計画に基づき、海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議が年度ごとに実施計画を策定する。

（２）地区の体制

各地区の海難防止強調運動推進連絡会議が（１）の実施計画に基づき各地区の特性を勘案した具体的実施計画を策定し運動を実施する。

５　実施事項

海難防止強調運動の期間中における実施事項は次のとおりし、実施計画において詳細を定めるものとする。

なお、これ以外の事項であっても各地区の特性を勘案して、各運動の趣旨を達成するために有効と考えられる活動等を実施する。

（１）広報活動
（２）各種行事等（海難防止功労者の表彰を含む。）
（３）安全に関する指導等

資料2

平成25年度
海難防止強調運動
日本海西部地方推進連絡会議

平成24年度海難防止強調運動実施結果について

平成25年6月14日

各種運動の実施回数及び参加人員について

(1)各種行事の実施関係

行事名称	実施回数(回)	参加人員(人)
巡視船艇体験航海等による広報活動	9	1，505
一日海上保安官等	3	38
海上安全指導員等との合同パトロール	5	103
街頭キャンペーン、海事関係機関訪問による啓発活動等	45	739
計	62	2，385

(2)安全指導関係

訪船指導隻数(隻)	322

(3)安全教育関係

実施事項	実施回数(回)	参加人員(人)
海上安全教室	9	527
海難防止講習会	7	188

各種行事の実施

体験航海、一日海上保安官、海上安全指導員等との合同パトロールなどの各種行事
実施回数　62回　参加人員　2，385人

サービスエリアでの周知活動
【福井地区】

サービスエリアでの周知活動
【京都地区】

巡視船体験航海
【兵庫北地区】

一日海上保安官
【兵庫北地区】

巡視船体験航海・一日船長
【境地区】

巡視船体験航海
【石見地区】

広報活動

テレビ、ラジオ、広報誌、ポスター、横断幕、のぼり、電光掲示板など各種の媒体を用いた広報活動が実施された。

JR小浜線電車・敦賀市コミュニティバス
【福井地区】

ラジオ生放送出演
【京都地区】

ケーブルテレビ出演
【石見地区】

のぼり設置(道の駅)、ポスター掲示(釣具店)
【石見地区】

安全指導・安全教室
重点事項である、「小型船の安全徹底」を、各地区における活動実態や海難等の特徴を踏まえて、効果的な指導が実施された。
漁業研修生安全講習会【福井地区】
工事関係者安全講習会、救助訓練【福井地区】
ミニボート安全指導【福井・京都地区】
一日海上保安官による安全指導【京都地区】
運輸局と合同安全指導【兵庫北地区】
安全講習会【境地区】
漁船安全指導【石見地区】
ミニボート安全講習会【境地区】
小学生安全教室【石見地区】

Ⅱ　会　務　報　告

Ⅱ－１　平成 25 年度第 1 回理事会概要

１ 日　時　平成 25 年 5 月 14 日(火)　11:00～11:35

２ 場　所　新潟市中央区万代 5 丁目 11 番 20 号
　　ANA クラウンプラザホテル新潟

３ 理事の現在数、出席者数

(1) 理事の現在数　　23 名

(2) 出席者数

イ　出席理事　　15 名

ロ　監　事　　2 名

ハ　事務局　　2 名

４ 議事次第

議　　案　第 1 号議案　平成 24 年度事業報告について

第 2 号議案　平成 24 年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書) 及び附属明細書並びに財産目録について

第 3 号議案　役員候補者の選任について

第 4 号議案　顧問の委嘱について

第 5 号議案　総会の日時及び場所並びに目的である事項等について

報告事項　業務執行理事の職務の状況について

５ 議事の経過概要

(定足数)

事務局から定款に定める定足数を満たしている旨の報告がなされた。

(議長)

議長は定款の規定により岡村会長が務めることとなった。

(議事録署名人)

議長から議事録署名人は、定款に従い代表理事と出席監事である旨が告げられた。

(議事概要)

第 1 号議案、第 2 号議案について事務局から説明を行った後、鑓水監事から監査報告が行われた。両議案は原案の通り承認可決された。

第 3 号議案は、提案した役員候補者名簿のとおり推薦することが承認された。

第 4 号議案は、原案の通り承認可決された。

第 5 号議案は、原案の通り承認可決された。

その後、業務執行理事から職務の状況について報告がされた。

Ⅱ－２ 平成 25 年度通常総会概要

１ 日　時　平成 25 年 6 月 10 日(月)　15:00～15:45

２ 場　所　新潟市中央区万代 5 丁目 11 番 20 号
　　ANA クラウンプラザホテル新潟

３ 議　案

第 1 号議案　平成 24 年度事業報告について

第 2 号議案　平成 24 年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録について

第 3 号議案　役員の選任について

報告事項　　平成 25 年度事業計画及び収支予算等について

４ 会員の現在数、出席者数

(1) 会員の現在数　　229 名

(2) 出席者数

イ　出席正会員　　33 名

ロ　書面表決(賛成)正会員　119 名

ハ　委任状提出正会員　　55 名

５ 来　賓

第九管区海上保安本部長　　伊藤　雅之　様

北陸信越運輸局長(代理　海事部次長)　田中　一久　様

６ 議事概要

（定足数及び挨拶）

事務局から定款に定める定足数を満たしている旨の報告がなされた。

岡村会長が挨拶をした後、来賓の第九管区海上保安本部伊藤雅之本部長、北陸信越運輸局田中一久海事部次長（運輸局長代理）の祝辞があった。

（議長の選任）

議長は定款の規定により岡村会長が務めることとなった。

（議事録署名人の選任）

議長は、議事録署名人として議長以外に、東郷専務理事と渡邊理事を指名した。

（議事概要）

第 1 号議案平成 24 年度事業報告についてと第 2 号議案平成 24 年度計算書類等について一括上程し、事務局から総会資料に基づき説明があった。

続いて、監査結果について監事を代表して鑓水監事から、適性かつ相違ないことを認めた旨の報告がなされた。

議長は、その承認を求めたところ、総会は両議案を原案通り承認可決した。

第 3 号議案役員の選任については、役員候補者名簿のとおり指名したい旨を告げ、その承認を求めたところ、全員承認した。

議長は、役員の任期は平成 27 年開催の通常総会終了時までである旨を告げた。また、役員は就任を承諾した。

平成 25 年度事業計画と平成 25 年度収支予算について、事務局から報告がされた。

Ⅱ－３ 平成 25 年度第 2 回理事会概要

１ 日　時　平成 25 年 6 月 10 日(月)　15:50～15:55

２ 場　所　新潟市中央区万代 5 丁目 11 番 20 号

ANA クラウンプラザホテル新潟

３ 理事の現在数、出席者数

(1) 理事の現在数　　23 名

(2) 出席者数

イ　出席理事　　19 名

ロ　監　事　　2 名

４ 議事次第

議　　案　第 1 号議案　業務執行理事の選定について

第 2 号議案　常勤役員の報酬について

５ 議事の経過概要

(定足数)

桑島理事から定款に定める定足数を満たしている旨の報告がなされた。

(議長)

議長は定款の規定により、理事の互選の結果坪井理事が務めることとなった。

(議事概要)

第 1 号議案については、代表理事(会長)に坪井理事、副会長に西宮理事、針山理事、宮下理事が、専務理事には桑島理事が選定された。

第 2 号議案について桑島理事から説明が行われた。

議案は原案の通り承認可決された。

(議事録署名人)

議長から議事録署名人は、定款に従い代表理事と出席監事である旨が告げられた。

☆　役員の改選

平成25年6月10日に開催された平成25年度通常総会及び平成25年度第2回理事会で役員の改選が行われました。

新役員名簿は以下のとおりです。

（平成25年6月10日現在）

役　名	氏　　名	会　社・団　体・役　職　名
理事・会　長	坪　井　鈴　兒	㈱リンコーコーポレーション　代表取締役社長
理事・副会長	西　宮　公　平	秋田海陸運送㈱　代表取締役社長
理事・副会長	針　山　健　二	伏木海陸運送㈱　代表取締役社長
理事・副会長	宮　下　義　重	浜田港運㈱　取締役会長
専　務　理　事	桑　島　　廣	公益社団法人日本海海難防止協会
理　　事	細　川　英　邦	㈱細川産業　代表取締役
理　　事	木　下　善十郎	酒田水先区水先人会　副会長
理　　事	天　宅　　健	東亜建設工業㈱北陸支店　支店長
理　　事	五十嵐　由　之	東和造船㈱　代表取締役
理　　事	菊　池　武　人	日本海エル・エヌ・ジー㈱　取締役社長
理　　事	佐　藤　賢　一	佐渡汽船㈱　常務取締役
理　　事	志　田　知　隆	㈱加賀田組　常務執行役員営業本部長
理　　事	立　石　　晶	㈱植木組　取締役常務執行役員土木本部長
理　　事	田　中　　紳	東洋建設㈱　新潟営業所所長
理　　事	當　摩　栄　一	新潟県漁業協同組合連合会　代表理事会長
理　　事	西　村　陽　造	新潟水先区水先人会　会長
理　　事	宮　村　隆　夫	北越物流㈱　代表取締役社長
理　　事	矢　崎　和　宏	東北電力㈱東新潟火力発電所　副所長
理　　事	渡　邊　　哲	㈱本間組　土木事業本部　部長
理　　事	松　田　信　悟	七尾水先区水先人会　会長
理　　事	坂　本　和　彦	㈱三国　代表取締役社長
理　　事	佐々木　新一郎	京都府漁業協同組合連合会　代表理事会長
理　　事	坂　口　恒　久	境水先区水先人会　会長
監　　事	髙　橋　　晧	富士運輸㈱　常務取締役
監　　事	鑓　水　秀　穂	日本海曳船㈱　代表取締役社長

☆　講演会

総会終了後、公益社団法人 日本水難救済会向田昌幸理事長による講演会を開催した。

海上保安官から見た尖閣問題
－手詰まりの日本、その背景と選択肢－

公益社団法人 日本水難救済会
理事長　向　田　昌　幸
（元海上保安庁警備救難監）

■　はじめに
★　公益社団法人 日本水難救済会とは？
■　序　論
1　分かりにくい海上保安庁と尖閣問題
☆　戦後に「時代の申し児」の如く誕生した海上保安庁の実像
☆　尖閣問題に関する基本的な疑問点
2　尖閣問題の鳥瞰
3　戦後の日本の有り様を問いかける尖閣問題
■本　論
Ⅰ　尖閣問題の発端とこれまでの経緯
Ⅰ-1　尖閣問題の発端
Ⅰ-2　尖閣諸島を「核心的利益」と位置づける中国の中長期的戦略
☆　中国が腹の中に秘めていた４段階の“尖閣奪還戦略”
☆　中ソ（中ロ）国境紛争の終結に伴う中国の海洋進出
☆　鄧小平の教え（“韜光養晦”と“有所作為”）
Ⅰ-3　噛み合わない日中の主張；中国のねらいと弱点を隠す巧妙な手口
Ⅰ-4　最近の尖閣問題を巡る中国の攻勢の流れ
☆　時間の経過と共に進行する係争地化
Ⅰ-5　中国の威嚇威圧による攻勢と中国漁船衝突事件の顛末
☆“中国漁船衝突事件”は偶発的か計画的な出来事か？
Ⅰ-6　禍根を残した日中国交正常化交渉
☆　尖閣諸島の領有権棚上げに関する日中間の“約束”は存在？
☆　“棚上げ”の“約束“を破ったのは提案した中国の方
Ⅱ　尖閣諸島周辺海域における警備の実情
Ⅱ-1　尖閣諸島周辺海域の厳しい警備環境
Ⅱ-2　海上保安庁の全庁的な対応体制
Ⅱ-3　悪質な“招かざる客”に対する“ソフト警備”　＝静かな守り
☆　私船の保釣抗議船よりも厄介な中国公船
Ⅲ　最近の尖閣問題を巡る日本側の気懸かりな動きと報道
Ⅲ-1　政治団体や内外メディアの危険な尖閣渡航

☆　日本政府に求められる積極的な広報姿勢

Ⅳ　手詰まりの背景

Ⅳ-1　国防問題から目をそらし尖閣問題を他人事とみる日本の風潮

★　戦後教育？戦争体験に基づく不戦の決意か生活の知恵か？シビリアンコントロールに自信がないの？

★　日常生活の安全安心にも悪影響を及ぼす尖閣問題

Ⅳ-2　包括的かつ統一的な国家安全保障戦略の不備

★　不明確な国益上の尖閣諸島の評価

★　平時における外国の主権侵害に軍事力で対処する国内法制の不備

☆　尖閣問題に関する海上警備行動発令の是非と要否

☆　領域警備の意義；
海上保安庁による領海警備、「不審船」と「不審な船」との違い

☆　海上警備行動の本質；
海上警備行動の発令事例と概要、海上警備行動とスクランブルの限界

★　非軍事的観点からの統一された国家安全保障戦略の不備

Ⅴ　手詰まりの日本の選択肢

Ⅴ-1　尖閣問題に関する基本認識；

☆　台湾・米国・中国の本音；
米中の狭間で実利を模索する台湾、敵愾心を隠し相互依存関係を直視しつつ腹を探り合う米中／注目される習近平国家主席訪米と米中首脳会談

Ⅴ-2　当面の選択肢と課題

★　世界的視野での多次元的政治・外交戦略と多国間連携協調関係の強化推進

☆　毅然たる対中折衝の推進と対中問題提起；
中国の“棚上げ回帰”と国際司法裁判所への提訴、荒廃した島の管理

★　海保等の警察力による法と正義に則った“静かなる守り”の堅持

☆　海上保安体制の早急かつ実質的な充実強化とその問題点；
“霞ヶ関ルール”など

★　キャスティングボートを握る台湾と米国との関係強化

☆　米国のより積極的な関与と相応の日米同盟の構築；
対中抑止力としての自衛隊と米軍との実際的な連携強化

☆　日本国民の心得ておくべき事；
求められる国民の責任と覚悟に裏付けられた主体性／自立心

★　**官民・省庁の枠を超えた包括的かつ統一的な国家安全保障戦略の策定**

■おわりに

Ⅱ-4　業 務 日 誌 抄

（平成 25 年５月～８月まで）

月　　日	内　　容	
５月 14 日(火)	平成 25 年度第 1 回理事会	(新潟市)
５月 22 日(水)	平成 25 年度事業推進連絡会議	(新潟市)
５月 30 日(木)	二水会	(新潟市)
６月　５日(水)	新潟港(東港)大型客船入出港に係る航行安全調査第 2 回調査会	(新潟市)
６月 10 日(月)	平成 25 年度通常総会・平成 25 年度第 2 回理事会	(新潟市)
６月 11 日(火)	日本海中部地方海難防止強調運動推進連絡会議	(新潟市)
６月 12 日(水)	東北地方海難防止強調運動推進連絡会議	(塩竈市)
６月 14 日(金)	海難防止強調運動日本海西部地方推進連絡会議	(舞鶴市)
６月 19 日(水)	船員災害防止連絡協議会	(新潟市)
６月 27 日(木)	日本海中部海域における小型船舶の安全対策に関する調査研究	
	(富山県・石川県地区)第 1 回委員会	(金沢市)
７月　２日(木)	気候情報連絡会議	(新潟市)
８月　９日(金)	伏木富山港(伏木地区)大型客船入出港に係る操縦性能等確認調査	
	第 1 回検討会	(富山市)
８月 29 日(木)	青森港における大型客船入出港に係る航行安全調査第 1 回委員会	(青森市)

Ⅱ-5　業　務　予　定

(1) 会報第 110 号発行　　12 月下旬

Ⅲ　寄　稿　欄

海洋台帳（海洋政策支援情報ツール）について

第九管区海上保安本部　海洋情報部
監理課長　小坂　恵世

我が国のフロンティアである「海」を活用するには、その海域の情報を把握・理解することが第一歩となります。

海上保安庁では、海洋基本計画に基づき、海洋情報の一元化の取り組みを進めており、海底地形、航路、海流等の海洋に関する様々情報を、目的に応じて取捨選択し、地図上に重ね合わせ表示することができるインターネットサービス「海洋台帳（海洋政策支援情報ツール）」を公開しています。

掲載できる情報は、約１００項目、その組み合わせは多種多様であり、今までにない視点で海洋を捉えることができます。

一義的には、海洋再生可能エネルギーの推進といった、海洋開発や環境保護、防災、教育といった様々な分野での活用を想定していますが、用途を限定するものではなく、ユーザーの皆さんが自由な発想で使用していただきたいと考えています。

今後も掲載する情報の拡充や機能強化等を行い、より皆さんが使用しやすいツールへと発展させていく予定です。

ぜひ一度、「海洋台帳」にアクセスしてみて下さい。

アドレス：http://www5.kaiho.mlit.go.jp/kaiyo/
※閲覧には Adobe Flash Player が必要です

【 使 用 例 】

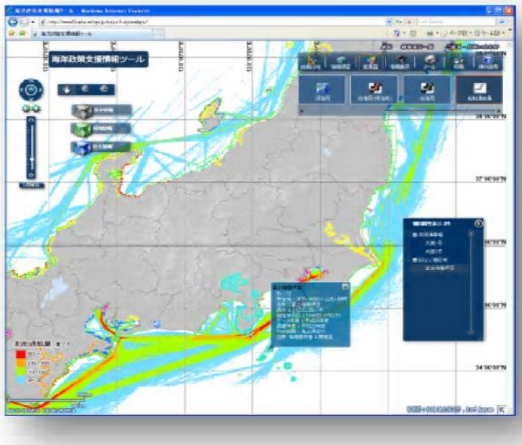

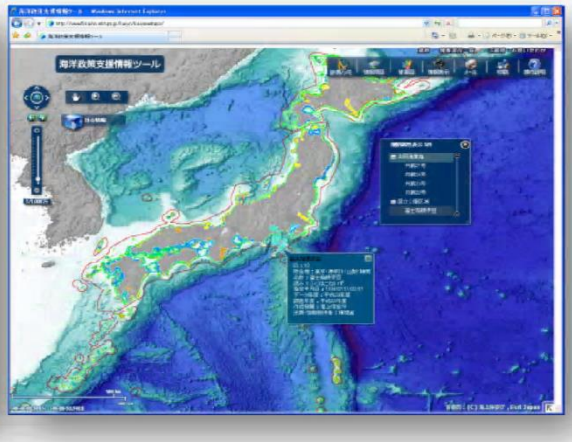

海　洋　台　帳
（海洋政策支援情報ツール）

■約100項目の情報表示

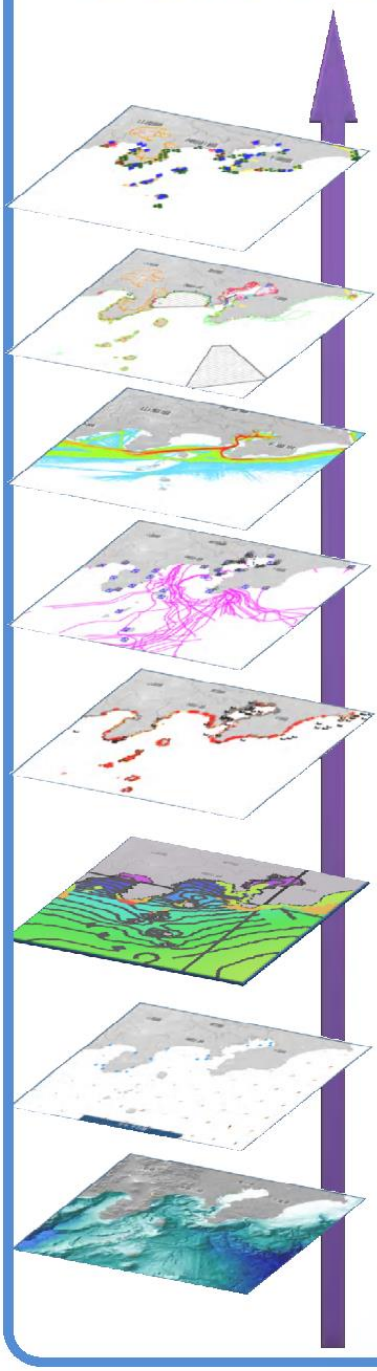

社会情報
史跡、名勝、
天然記念物、
漁業権設定区域等

海事情報
沈船、港湾区域、
漁港区域等

船舶通航量
月別船舶通航量

インフラ情報
海底ケーブル、
海底輸送管、
洋上風力発電等

環境情報
湿地、干潟、
海獣類生息地、
鳥獣保護区等

海洋再生エネルギー情報
エネルギーポテンシャルマップ等

海洋情報
水深、海上気象、
海流、水温、
塩分等

背景図
白地図、
海底地形図、
領海線

■データの読み込み・編集・保存

Excel　csv,Text　KML

■任意の地点の船籍、
全長別の通行隻数表示

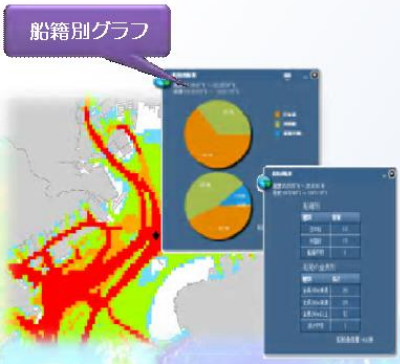

■水温塩分のプロファイル表示

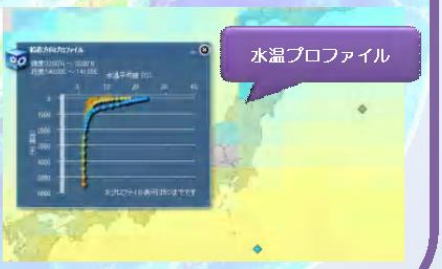

ご意見・お問い合わせは、海上保安庁海洋情報部　kaiyogis@jodc.go.jp　まで

舞鶴の神様たち（猪蔵神社）

（公社）日本海海難防止協会
元舞鶴事務所長　山本　勝眞

舞鶴市の市街地を離れ、国道 175 号線を西行して由良川を渡り、南行約４キロほど由良川をさかのぼると、岡田由里という地区があります。
ここから国道を離れて、由良川支流の岡田川の川沿いをさらに２キロほどのぼると、西芳寺という集落に入ります。
舞鶴では、最近売り出し中の、「旧大庄屋『上野家』」を目指し、同上野家の前で右折して岡田川を渡ると、石造りの明神型鳥居が目に入ります。これが今回紹介する「猪蔵神社『猪蔵大明神』」です。

本殿のあるところは、すこし小高い丘になっていて、「出舟陵」と呼ばれているそうで、神社は、丹後風土記残欠の「伍藏社」とも呼ばれているようです。
また「室尾山観音寺神名帳」の「正三位猪鞍明神」とも別称されています。
石造りの鳥居をくぐると、鮮やかな朱（というより真紅）塗りの木造りの鳥居があり、額面金箔の掲額には「猪藏一宮大明神」と銘が書かれております。

私が訪れたのは、7 月 20 日の土曜日のことで、集落では、神社横の学校（岡田小中学校で、現在は廃校か？）で、ちょうど『万願寺まつり』という村おこしのイベントが開かれており、大勢の人で賑わっていました。
しかしすぐそばの神社には人影はなく、ひっそりと荘厳なおもむきで鎮座されていました。
この地区は、京野菜の「万願寺ししとう」（とうがらし）の栽培が盛んなようで、畑にはいっぱいししとうが目につきます。

猪蔵神社鳥居

ししとうのことはさておき、本題に戻ります。
朱塗りの鳥居をさらにくぐると、石段があり、石段を上がったところが広くなっていて、ここに幣殿（本殿から独立した建物で拝殿かもしれません）があります。多少痛みを感じさせる外観ですが、とても丁寧な入母屋造りの立派な建造物です。
ご祭神は、武甕槌尊（タケミカヅチノミコト）、経津主尊（フツヌシノミコト）

の二柱ですから、春日大社系の神様ということになりましょうか。

このおふた方は、天児屋根尊（アメノコヤネのミコト）とともに、奈良の春日大社に祀られている神様で、日向系の軍神であります。

武甕槌尊、経津主尊、天児屋根尊は、春日三神とよばれ、全国にはこの春日三神をお祭りした神社は数多くあるのですが、三人のうち、武甕槌尊、経津主尊のお二人だけをお祭りした神社も少なくありません。
猪蔵神社もそのうちの一つでしょう。

幣殿(拝殿かも？)

猪蔵神社に関する資料（Web）によれば、

『縁起の伝えるところによれば、天武天皇白鳳元年（という元号はなく、白雉のことといわれる。「白鳳」は、よく神社などの縁起に見られる私年号である。白雉元年とすれば650 年だがそれは孝徳天皇の時代)、江州粟津が原で合戦の時、武勇の神・香取大宮、鹿嶋大宮の両宮より、当地に歓請したとある。
「江州粟津が原の合戦」は滋賀県大津市の瀬田橋の近くで、壬申の乱時の最後の決戦・「瀬田橋の戦い」(672 年・7・22)のことを指していると思われる。壬申の乱といえば、高市皇子が志楽の阿良須神社に来られたとの伝承もある。
忍壁皇子の奏上により一宮の名を賜ったという。』(以上資料のまま)

本殿

春日三神は、神話の中に出てくる神様で、私的には、記・紀の話は、２世紀～３世紀ころの話をまとめたものと解釈しています。

国内で戦乱が起こると、何かしら、この軍神を祀る春日大社、香取神社、鹿島大社などから、勧請して、神社を建てられたのでしょうね。

勧請当初から、ちゃんと立派な神社を建造したとは限りませんが。

境内社は、八社で神殿に向かって右側に三社、左側に五社が祀られています。

右側のものは、荒神、祇園　稲荷。左のものは、八幡、山王、愛宕、秋葉、妙見の各社です。

ちなみに山王さんとは、倭の大王饒速日尊（ニギハヤヒノミコト）であり、祇園さんは、その父素戔男尊（スサノオノミコト)、八幡は応神天皇、妙見さんは天の御仲主（アメノミナカヌシ)、そしてお稲荷さんは、宇迦御魂（ウカノミタマ）で稲の神様です。
あと荒神は、食事（台所)、秋葉・愛宕は火をつかさどる神がみということで、神様としては権威ある神々が祀られている神社です。

境内社（五社）

この神社は、もとからこの地にあったのではなく、もう少し川上の岡田川と平川との合流点にあったものが、1160 年洪水で流されて、1162 年に現在の出舟山に再建されたといわれており、境内には神泉があり「舟陵の霊水」と呼んでいるとのことです。
「猪蔵」と「猪鞍」（いずれも「イノクラ」と読む）は、このあたりの霊水を指すのかもしれませんね。

今回の執筆にあたっては、原稿の一部に「丹後の地理・歴史資料集」を参考にさせていただきました。